

T ポイント利用機能に関する特記事項

株式会社カカコム（以下「当社」という）が提供する「T ポイント利用機能」（以下、本特記事項において「本機能」という）に関して、店舗会員に適用される遵守事項を定めま

す。
※本機能は「食ベログネット予約サービス」（以下「予約サービス」という）において利用可能です。

※「T ポイント」はCCCMKホールディングス株式会社が運営する共通ポイントサービスです。

(<https://tsite.jp/r/guide/web/index.html>)

1. 本機能の運用

- (1) 利用者（ユーザー）は、本機能利用店について予約サービスを通じて予約する際、予約した食事の飲食代金（以下「飲食代金」といい、当該食事を行った日を「飲食日」という）の支払に自らが保有する T ポイントを利用することを申請することができる。
- (2) 当社は店舗会員に対し、利用者から利用申請のあった T ポイント数について、予約成立時に、別途当社が定める方法により通知する。
- (3) 店舗会員は、飲食代金について、実際の金額から利用申請があった T ポイント数に 1 円を乗じた額（以下「T ポイント利用額」という）を控除した金額を、利用者に対し請求する。
- (4) 当社は店舗会員に対し、店舗会員が飲食代金から控除した T ポイント利用額の合計額を、精算金として支払う。

2. 控除証明資料

店舗会員は、飲食代金から T ポイント利用額を控除した事実について証明可能な情報または資料（以下、「控除証明資料」という）を記録または保管しなければならない。また店舗会員は、当社 から控除証明資料の提示を求められた場合はこれに応じなければならない。提示しない場合 または提示した控除証明資料によっては控除の事実を確認できないと当社が判断した場合は、精算金が支払われないことを了承する。

3. T ポイント利用が行われなかった場合

- (1) 利用者または店舗会員が予約機能を通じて予約をキャンセルした場合（無断キャンセル後の店舗会員によるキャンセル処理を含む）、T ポイント利用申請についてもキャンセルとなり、精算金の支払は行われぬ。
- (2) 店舗会員は、飲食代金の支払いがあつたにもかかわらずTポイント利用額の控除を行わなかった場合、またはTポイント利用額が実際の飲食代金を超過する場合（別途当社が指示する場合に限る）、以下に定める期限までに、予約機能を通じてTポイントの返却処理（以下「返却処理」）を行わなければならない。
 - ・ 飲食日の6日後の23時59分まで（以下「処理期限1」）

ただし、上記期限よりも先に、飲食日が属する月の翌月2日23時59分が到来する場合は、その時点まで（以下「処理期限2」）とする。

例1）飲食日＝10月1日であれば、10月7日 23時59分まで返却処理が必要

例2）飲食日＝10月28日～31日であれば、11月2日 23時59分まで返却処理が必要

予約機能を通じて行われた個々の飲食におけるTポイント利用額は、処理期限1または処理期限2までに返却処理がなされない場合は確定する。また、予約機能を通じて行われた予約について、当社所定のキャンセル期限までに所要のキャンセル処理が行われない場合も同様とする。

上記の場合、店舗会員は自己の責任において、利用者に対してTポイント利用額相当額を補償しなければならない。また、当社が店舗会員に代わり、ユーザーに対してTポイント利用額相当額を補填した場合、当社は店舗会員に対して当該補填にかかる金額を請求することができるものとし、既に店舗会員に対して精算金として支払われたものがあるときは、当社は店舗会員に対し、その返還を求めることができる。

4. 精算金の支払

- (1) 当月分の T ポイント利用額の合計額は、毎月15日に確定し、当社は店舗会員に対し、翌月15日までに、当該合計額に基づき算出された精算金額を別途店舗会員が指定した銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込み手数料は当社の負担とする。
- (2) 本機能が正常に提供されたにもかかわらず、店舗会員の責に帰すべき事由（店舗会員による銀行口座指定の誤りを含むがこれに限られない）に起因して、当社からの精算金支払を行うことができない状態が精算金額確定後 1年以上継続した場合、店舗会員は精算金の受領に関する権利を放棄したものとみなす。

5. その他

- (1) 飲食代金の請求に際し T ポイント利用額の控除を適切に実施していない等、店舗会員に本特記事項違反があった場合、当社の判断により、本機能の店舗会員への提供を停止し、また本特記事項違反の対象となった予約に関する精算金を店舗会員から当社に対し返還させることができる。
- (2) 当社は、店舗会員に対して事前に（ただし、事前通知が困難である場合は事後速やかに）通知をすることにより、本機能の仕様変更及び提供の停止・終了をすることができる。また当社は、当該措置により店舗会員に生じた損害に対し責任を負わない。
- (3) 店舗会員からの本機能利用申込の諾否は乙の裁量により決定され、利用開始日は別途当社から店舗会員に対し通知する。
- (4) 本機能に関する詳細は、本特記事項に定めるほか当社が作成する「T ポイント利用かんたんマニュアル」及び食べログの店舗管理画面において表示するものとし、店舗会員はこれを確認する。

制定：2017年5月29日
改定：2017年8月1日
改定：2020年10月26日
改定：2021年10月1日
改定：2022年12月1日
改定：2023年7月20日